

# 令和3年「トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン」実施要領

## 1 目的

過去5年間（H28からR2）の統計では、1年のうち年末3か月（10月から12月をいう、以下同じ。）の交通事故死者数は101人と5年間死者数の383人の26.4%を占めています。特に歩行中・自転車乗用中の死者は54人で、5年間死者数165人の32.8%を占めています。

また、時間帯別では、薄暮時間帯から夜間にかけての午後4時から午後8時までの時間帯の死者は29人で、5年間死者数96人の30.2%を占めています。

その原因の一つに、帰宅や買い物などで『車両と人』の動きが重なり合う交通環境にある中、日没を迎えて視認性が急激に低下し、車両も人もお互いに発見が遅れることがあげられます。

このように秋口から年末にかけて、日没時間の早まりとともに、『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』に重大事故につながるおそれのある交通事故が多発する傾向にあることを踏まえ、日没30分前を目安にした『早めのライト点灯』を最重点に、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種啓発・広報活動を実施することとします。

## 2 実施期間等

令和3年9月21日（火）～12月31日（金）

※ 11月15日（月）…夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日（詳細は別途通知）

## 3 運動の重点

日没30分前を目安にした『早めのライト点灯』

### トワイライト・オン（早めのライト点灯）タイムの目安

- ・ 9月中 ～ 午後5時00分ころ
- ・ 10月中 ～ 午後4時30分ころ
- ・ 11・12月中 ～ 午後4時00分ころ

## 4 推進項目及び推進事項

推進項目	推進事項
歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 夕暮れ時、夜間、早朝は、走行車両の速度や距離間隔を見誤りやすく、歩行者・自転車利用者は運転者から見落とされやすいなどの危険性を認識・理解させ、慎重な行動の実践を促す交通安全教育を実施する。</li><li>○ 歩行者に対する明るく目立つ色の服装と反射材用品の着用や、自転車利用者に対する早めのライト点灯及び自転車側面等への反射材用品の装着を徹底する「交通安全ピカピカ運動」の強化を図る。</li><li>○ 高齢者に対する世帯訪問や交通安全教育を通じ、夜間は不必要な外出を自粛するよう働きかけるとともに、外出の際は反射材用品装着等を徹底させる。</li></ul>
運転者に対する安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日没約30分前の早めのライト点灯と、こまめなハイビーム・ロービームの切替え（基本はハイビーム）を徹底し、夕暮れ時から夜間にかけて多発する交通事故を防止するための「早めのライト点灯とハイビームの適切な使用運動」を県民総ぐるみで実施する。</li><li>○ 早めのライト点灯を呼び掛ける「トワイライト・オン（早めのライト点灯）キャンペーン」、及び県警察主催による「夜間の交通事故防止 笑顔で“ハ、ハ、ハ”運動」（早めのライト・オン！、ハイビームが基本！、反射材の装着！）を推進する。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間における視界の狭さく等、視認性の低下の危険性を認識・理解させる交通安全教育を実施する。</li> <li>○ 早朝や夕暮れ時等通勤時間帯における交通事故多発の実態を周知し、「～かもしれない」との危険予測に基づいた前方注視や速度低減等、基本的な安全運転方法を指導する。</li> </ul>
街頭活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夕暮れ時を中心に、街頭での歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。なお、11月の県民交通安全の日（11月15日[月]）を「夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日」と定めて街頭活動を強化する。</li> </ul>
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける。</li> <li>○ ホームセンター等と連携し、反射材用品やライトが身近に購入できる環境づくりを推進する。</li> </ul>